

町田市議会議長

2017年4月17日

吉田 つとむ 様

審査請求人
住所 町田市 小山田 柿台 2-15-42-303
氏名 町田市 政を考える会・草の根
氏名 小 木 木 英 知
連絡先 042-797-3604

反論書

町田市議会議長 吉田 つとむ 名 3月22日付「弁明書」に言う、公文書不存在決定処分、処分の理由のうち、

- イ 対象公文書が存在しないことについて
- ウ 実施機関に会派が含まれないことについて
- エ 請求人の主張「会計帳簿は会派の代表者が備えることの意義の備えるとは、いつでもそれを開示することに対応することを、当然含んでいます。」について
- オ 請求人の主張「情報公開の請求が議会に対して出されたならば、当然議長は、各会派に提出を命じなければなりません。」について

議長の言う「理由」のうち、エおよびオは、いずれも、理由の「ウ」を繰り返しているもので、エおよびオについて、それ自体についての理由は示されていません。

そこで、まず、理由イおよび理由ウについての反論をします。

次に、エの 請求人の主張「会計帳簿は会派の責任者が備えることの意義について」は、前述のように、議長の弁明書にはその理解もしくは解釈が示されていません。

そこで、条例施行規則第11条（会計帳簿の保存）の解釈を、「会計帳簿の意味するところ」として、追加論述します。

1 イ「対象公文書が存在しないこと」についての理由は、

(反論)

「理由」では、条例施行規則に「収支報告書と領収書等以外の提出の規定がないこと」から、議長に提出されていない、したがって、対象公文書を保有していない、不存在である、としています。



しかし、この施行規則は、議会自身が定めているものであり、これを根拠に議会以外の市民や国民等にその行為を正当化することは、今回のように議会自身に関わる条例や規則について疑問がなされていることについては、客観的、合理的説明として成立しないことは明らかです。

2 ウ 実施機関に会派が含まれないことについては、

(反論)

議長は、議会活動全体に代表者として責任を負っています。この点は、政務活動費を含む予算、議会費の執行機関としての執行についても、同じく責任を負っています。

政務活動費の使途とその目的等の開示が争点となった、「最高裁判所平成 20 年(行ヒ) 第 386 号同 21 年 12 月 17 日第一小法廷判決」では、会派について、「議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）」と定義づけて、明確に、会派と議会は同一の構成員であるとしています。

最高裁の定義はごく常識的なものと思われませんが、議長の定義はこれと正反対の定義であり、情報開示の意義すなわち、支出の公正性や透明性の確保の点からも受け入れがたい定義です。

参考〈上記、最高裁判所平成 20 年(行ヒ) 第 386 号同 21 年 12 月 17 日
第一小法廷判決〉

『理由 4 (原判決の破棄) しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。(中略) この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派 (以下、併せて「議員等」という。)との抑制と均衡の理念に・・・(以下略) 』

3 会計帳簿の意味するところ

(反論および追加論述) 以下(1)～(4) まで

町田市議会政務活動費の交付に関する条例では、収支報告書、領収書等に関して、次のように規定されています。

(収支報告書の提出)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書を添えて議長に

提出しなければならない。

(2項以下省略)

また、同施行規則の第11条では、

(会計帳簿の保存)

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

としています。

(反論及び論述)

(1)「備える」ことの意義については、請求者の主張に対する議長の弁明はありません。施行規則では、政務活動費の会計帳簿を備え(帳簿に記録するという意味と思われます)これを保存することとなっていますが、仮に、議長に提出することは想定されず、さらに、弁明書の通り、議長を含む何人にもこれを開示しない、とすれば、帳簿をつけていてもこれを確認できず、当然、公正な支出であるか否かは、誰も確認ができません。それを5年間保存しても、5年の間に誰もこれを精査する機会を得られないことになり、第11条は實際上、無意味な規定と言わざるを得ません。

(2) 会計帳簿とはどのようなものを言うのか、について

会計帳簿の意味およびその情報公開については、「最高裁判所平成26年(行フ)第3号同年10月29日第二小法廷判決」によれば、

『・・・会計帳簿は、領収書その他の証拠書類等を原始的な資料とし、これらの資料から、明らかとなる情報が一覧し得る状態で整理されたものであるといえるから、上記領収書その他の証拠書類等と同様に、平成21年条例改正後の本件条例下では、議長において本件条例に基づく調査を行う際に必要に応じて直接確認することが予定されているものと解すべきである。

そうすると、上記の領収書その他の証拠書類等及び会計帳簿である本件各文書は、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとは認められないというべきである。』

と、明快に述べられています。

この判決文の意味するところは、収支報告書とそれを作成するための、会計

帳簿と領収書その他の証拠書類等は、一体をなすものであり、全体として初めて収支の公正性、透明性を説明できるものとしている点です。

(3) 「会計帳簿」という用語の意味するところ

「会計帳簿」という用語を使っている例として、世田谷区議会があります。立川市議会は「実績報告書および支出明細書」、三鷹市議会は「実績報告書および支出整理簿」、品川区議会は「会計帳簿、収支報告書および収支報告明細書」と呼んでいます。

大事なことは、これらはすべて、どういう名前と呼ぶかは別として、帳簿の記載が、日付ごとに明細を記録したものとなっている点です。また、実際の運用上は、これらの会計帳簿もしくは支出明細書の番号と領収書の番号を一致させ、証拠能力を持たせている点です。

ちなみに、「最高裁判所平成 20 年(行ヒ) 第 386 号同 21 年 12 月 17 日第一小法廷判決」(品川区議会の案件)の判決文中に示されているとおり、品川区議会では、現に、公開対象となっている「支出明細書」には、支出の一件ずつの、支出年月日、支出の相手方およびその業種、金額、領収書の宛先等を記載することとなっています。

(4) 領収書の「公開」の意義について

領収書の公開は、会計帳簿ないしは支出明細書との番号等によるリンクがなければ、「情報が一覧し得る状態で整理されたもの」(会計帳簿の意義)とはならず、領収書単独での情報公開は意味がありません。会計帳簿とのリンクがあって、初めて市民は、政務活動費という公金の使途について、その公正性の監視ができます。領収書の公開は、それだけでは、公正、正当なる支出をなんら理由付けできません。